

域教育支援部生涯学習課,p.83.

文部科学省・文化庁(2013):虎ノ門だより
平成25年度文部科学省・文化庁における博物館振興施策の概要について,財団法人日本博物館協会,「博物館研究」Vol.48 No.4,p.6.

市橋芳則(2013):昭和日常博物館の試み—地域回想法(博福連携)による新たな役割—,財団法人日本青年館,「社会教育」No.810,pp.58-60.

謝辞

本調査を行うに当たって、次に挙げる多くの機関・方々にご協力をいただきました。

【協力機関・協力者一覧】(順不同・敬称略)

- ・東京都多摩・島しょ地域市町村各企画担当課及び各博物館担当課
- ・多摩六都科学館組合
- ・東京都特別区各企画担当課及び各博物館担当課
- ・調布市郷土博物館
- ・調布市市民部市民課
- ・新島村博物館
- ・新島村産業観光課
- ・新島現代ガラスアートミュージアム
- ・長野県信濃美術館 東山魁夷館
- ・博物館明治村

特に調布市郷土博物館には、博物館利用者アンケート調査及び住民アンケート調査への全面的なご協力をいただきました。ここに記して感謝の意に代えさせていただきます。ありがとうございました。

また、明治大学文学部准教授の吉田優先生には、本調査へのご示唆をいただき、本報告の監修をお引き受けいただきました。ありがとうございました。

注

- 1 本調査における博物館の定義は次のとおりです。博物館法が定める登録博物館及び博物館相当施設、博物館法の適用外である博物館類似施設を区別せずに全てを「博物館」として取り扱います。規模の大小も問いません。また、自治体の設置であれば、博物館の名称・規模・運営方法(直営・指定管理等)は問いません。博物館、歴史民俗資料館、郷土資料館(室)、美術館、科学館、動物園、植物園、水族館等、博物館の全ての種別を対象とします。
- 2 自治体の職員も利用しますが、本稿では一般の利用者のことを指すこととします。
- 3 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、これからの博物館の役割を平成25年11月1日現在において、(1)市町村が設置した博

物館の有無及び博物館の名称並びに所管部署名、(2)博物館の概要、(3)博物館運営に携わる職員数及び学芸員有資格者数、(4)博物館利用者へ提供できているサービスの程度、(5)事業への注力度及び最注力事業、(6)来館者からの利用ニーズの把握状況及びその方法並びにその運営への反映状況、(7)ボランティア制度の導入状況及び博物館運営に関する意見の把握並びにその博物館運営への反映状況、(8)今後博物館に求められる最も大切な役割、(9)市町村が博物館を設置していない理由、(10)今後の博物館の設置意向、(11)10項目について、平成25年11月19日から同年12月12日にかけて、電子メール及び郵送によりアンケート調査を実施しました。また、北多摩北部の5市が共同で科学館管理運営のために設置した一部事務組合である多摩六都科学館組合に対しても同日現在において、(1)博物館の名称及び所管部署名、多摩・島しょ地域39市町村を対象にしたアンケート項目の(2)から(8)までと同内容、の8項目について、平成25年11月19日から同年12月12日にかけて、電子メール及び郵送によりアンケート調査を実施しました。

- 4 当該博物館の業務以外の業務を兼ねている職員のことを指します。
- 5 一般に博物館で常時行われている展示のことを指します。
- 6 期間を区切って、あるテーマに沿って行う展示のことで、一般に特別展よりも小さい規模で行う展示のことを指します。
- 7 期間を区切って、あるテーマに沿って行う展示ですが、他の博物館などから展示資料を借用するなど、一般に企画展よりも大規模に行う展示のことを指します。
- 8 史跡見学や他の博物館見学など、自館以外のところを見学に行く催しのことを指します。
- 9 平成25年4月1日より公益財団法人に。それまでは財団法人日本博物館協会でした。
- 10 図10の「その他」と回答した博物館の一部も回答しているため、本来は図10の最初の項目から3番目の項目までの回答数の和である30がnであるはずですが、それを超えています。
- 11 調布市郷土博物館の来館者及び同館主催の講演会参加者を対象に、博物館の利用に関して来館日現在において、(1)調布市郷土博物館の利用頻度、(2)同館への同行者、(3)同館の利用目的、(4)同館との係わり方、(5)同館を利用することによる効果、(6)同館への要望提出の有無とその反映状況、(7)同館の満足度、(8)同館の今後の利用意向、(9)同館との今後の係わり方、(10)同館への要望や意見、回答者属性(性別、年代、居住地域)、の10項目について、平成25年10月2日から同年11月12日にかけて、留め置き法及び日にちを限り調査員を現地に配置して直接調査依頼・回収を行う形でアンケート調査を実施しました(株式会社インテージリサーチに委託)。
- 12 調布市内の20歳以上の市民を対象に、博物館の利用に関して回答日現在において、(1)調布市郷土博物館の利用経験及び利用頻度並びに利用目的、(2)同館の利用をしたことがない理由、(3)同館の事業内容への興味及び今後の利用意向、(4)同館を利用することの効果、(5)同館への係わり方に対する興味、回答者属性(性別、年代、居住年数、文化施設の利用経験)の5項目について、平成25年10月21日から同年11月5日にかけて、郵送法によりアンケート調査票を送付し、郵送により回収する形でアンケート調査を実施しました(株式会社インテージリサーチに委託)。
- 13 使用している元データは、図3、図15と同じデータを使用しています。図3のデータについては比較のための再掲です。
- 14 博物館へは各項目に対するサービスの提供度合いで尋ねています。
- 15 例えば、博物館の展示などを通して歴史を学んだことによって、まちづくりに関係した公募型の委員として関わった場合に参考になるなどが考えられます。
- 16 使用している元データは、図4と同じデータを使用しており、比較のための再掲です。なお、調査・研究については博物館にだけ尋ねています。
- 17 東京都特別区地域23区を対象に、これからの博物館の役割を平成25年11月1日現在において、多摩六都科学館組合に実施した項目とすべて同様の8項目について、平成25年11月20日から同年12月12日にかけて、郵送によりアンケート調査を実施しました。各区の企画担当課へ依頼したところ、20区から回答を得ることができ、合計50館分回収できました。
- 18 市橋芳則(2013)によると、「懐かしい思い出、記憶を語り合うことで、脳を活性化し、心身を元気にする心理・社会的アプローチ」のことをいいます。

かゆいところに手が届く!

いまさら聞けない行政用語

市区町村における【過料】について

調査部研究員 熊部 真

1. はじめに

皆さんは、「路上で喫煙した人に対して、自治体が罰金を科した。」「交通違反した人は、警察署から罰金を取られる。」と聞いたことがあるかもしれません。

いわゆる「罰金」には、「悪いことをしたら取られる」など、どちらかと言うとマイナスイメージがあります。

しかし近年、地方自治体(特に市区町村)がこの制度を活用して、空き家や路上喫煙等、行政上の課題に対処する機会が増えています。

そこで今回は、いわゆる「罰金」について、その類型や、そのうち行政用語で「過料」と呼ばれるものに着目した市区町村による活用の事例等を解説します。

2. 「罰金」の類型について

いわゆる「罰金」は、何らかの違反をした者に対して公的機関が科す金銭的なペナルティであり、図表1のとおり、それぞれ異なる根拠に基づいて徴収されています。

図表1 「罰金」の類型

区分	適用事例 [目的]	金額	根拠法令
過料 ¹⁾ …行政罰 ²⁾	・自治体が定めた禁止区域内で喫煙 [環境対策] ・老朽化等して危険な空き家を放置 [空き家対策]	(自治体の場合) 5万円以下	地方自治法、条例等
科料 …刑罰	正当な理由なく刃物等の器具を隠して携帯 [秩序違反防止]	1,000円以上 1万円未満	道路交通法、刑法
罰金 ³⁾ …刑罰	車を運転中、制限速度を30km/h以上超過(一般道路) [交通違反防止]	1万円以上	
反則金 …行政罰	車を運転中、制限速度を30km/h未満超過(一般道路) [交通違反防止]	(道路交通法の場合) 施行令別表による	道路交通法

以上の整理を踏まえ、これから、市区町村の行政に関係の深い「過料」について詳しく説明していきます。

3. 「過料」の類型、位置づけ等について

図表2は「過料」をその類型毎に整理したものです。

一口に「過料」と言っても図表2のように様々なものがありますが、中でも「行政上の義務違反にかかる過料(以下、【過料】と言う。)」に注目し、まとめました。

図表2 過料の類型

過料
①秩序罰としての過料 ・民事法上の義務違反 [民法、商法] ・訴訟法上の義務違反 [民事訴訟法、刑事訴訟法] ・行政上の義務違反 [地方自治法、条例] 【過料】 (適用例:路上喫煙禁止条例に違反)
②懲戒罰としての過料 [裁判官分限法、公証人法] (適用例:裁判員制度で裁判員の出頭義務に違反)
③執行罰としての過料 [砂防法] (適用例:砂防法第36条に違反)

図表3は「過料」について「行政上の義務の実効性確保に関する現行制度の体系」の視点から整理して【過料】の位置づけをまとめたものです。

【過料】は行政上の義務違反に科される行政罰の一種です。同じく行政罰である「行政刑罰」には刑法が適用されるのに対し、行政上の秩序罰である【過料】には刑法の適用がありません。

このことから行政にとって【過料】は、警察当局による対応が不要であったり、行政処分として主体的に科すことができたりと、様々な利点があります。

【過料】には違反者に対して、行政上の秩序を維持するために金銭的な制裁として科す、金銭罰の性質があり、また国の法律に基づくものと、地方自治体の条例・規則に基づくものがあります。

このように【過料】は「刑罰」ではないものの、行政の義務履行確保のための強制力を持つ制度と言えます。